

広島大学文学部施設利用要領

この要領は、広島大学文学部（以下「本学部」という。）の施設を授業以外の目的で学生に使用させる場合の必要事項を定めるものとする。

（使用できる施設）

1. 使用できる施設は、次のとおりとする。

区 分		部屋番号
文学部	演習室	A101, A152, A202, A302, B205
	講義室	B102, B104, B153, B201, B202, B204, B251, B253
教育学部	講義室	K217

なお、B202 は自習室利用であることに限る。

（使用できる者）

2. 使用できる者は、原則として人間社会科学研究科人文社会科学専攻人文学プログラム、文学研究科及び文学部の学生とする。

（使用できる日及び時間）

3. 使用できる日及び時間は、次のとおりとする。ただし、文学部長（以下「学部長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。また、公務上必要が生じたときは、利用許可を取り消すことがある。

区 分		使用時間
授業期間	平日	18：00～21：00
	休日	9：00～19：00
休業期間		9：00～19：00 （注）人文社会科学系支援室（文学事務室）の夏季休業期間及び年末年始休業期間は除く。

※B202 は授業実施時間を除く、平日・休日 8：00～21：00 までとする。

（使用手続）

4. 使用を希望する者は、文学部施設使用願により、使用する日の1ヶ月前から3日前までの間に、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。使用予約は先着順とし、願出窓口は人文社会科学系支援室（文学事務室）学生支援担当（以下「学生支援担当」という。）とする。

ただし、B202 講義室の自習室利用についてはこの限りではない。

（使用の中止）

5. 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を中止するときは、速やかに学部長に届け出るものとする。届出窓口は学生支援担当とする。

(使用者の遵守事項)

6. 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。使用者が遵守事項を守らなかった場合は、使用許可を取り消すものとする。
- (1) 許可された使用目的以外の目的に使用しないこと。
 - (2) 使用者以外の者にその全部又は一部を転貸しないこと。
 - (3) 使用の許可を受けた日時を厳守すること。
 - (4) 許可された施設及び備品以外は使用しないこと。
 - (5) 火気を使用しないこと。
 - (6) 施設内では喫煙しないこと。
 - (7) マイク等設備の鍵は、使用責任者が学生支援担当で受け取り責任を持って返却すること。
 - (8) 使用責任者は、施設使用後は整理、清掃、火気の点検、消灯及び窓等の戸締りを確実に行うこと。また、机等を移動させた場合は、使用后原状に復帰すること。
 - (9) 施設・設備及び備品を破損又は紛失した場合は、速やかに学生支援担当に連絡し、その指示に従うこと。